

**平成28年度
共済事業に関する懇談会における
意見・ご要望等**

平成29年1月号の組合公報「石鎚（Vol.292）」でお知らせしました「平成28年度共済事業に関する懇談会」につきまして、紙面の都合でご紹介できなかった皆さまからのご意見・ご要望及び共済組合からの回答を掲載しますので、あわせてご覧ください。

日は、午前10時から午後6時まで、日曜日、祝日、1月1日から3日まで（は休み）のご利用となっております。

このことにつきましては、公報「共済だより石鎚」に、小さい記事ですけれども毎号PRのため、専用フリーダイヤルの番号とログインパスワードを掲載しておりますので、公報でご確認いただければと思います。

なお、ホームページにつきましては、公報のバックナンバーも掲載しておりますが、組合員以外の不特定多数の方が見られるため、これらの情報については、あえてブランクスペースにして、掲載しておりませんのでご了承いただければと思います。

Q 人間ドックの契約機関について、過去に「住友別子病院」が契約機関となっていたが、現在契約機関となっていないので、再度契約機関に追加していただけないか。

A 平成18年12月25日付け文書により、住友別子病院から医師不足のため、ドック検診事業縮小のため契約を解除した旨申し出があり、平成19年度から契約を解除した経緯があります。

なお、平成28年7月21日に、同病院に新たな契約が可能か問い合わせをしたところ、ドックの新規契約はしていないとのことでしたので、再契約は難しいと考えます。

Q えひめ共済会館に宿泊する際、被扶養者以外の親族も、年に1回だけでも組合員と同価格で泊まれるようにしてほしい。

A 被扶養者以外の親族につきましては、本組合の基幹システムに登録がないため、組合員の皆様との関係が確認できません。関係性を確認するためだけに住民票や戸籍をご持参いただくというのも、費用面も含め問題があるうかと思えますので、現状では、被扶養者以外の親族の方について助成金を支出するのは難しいものと考えます。

Q えひめ共済会館に宿泊した際、屋上に設置してある洗濯機を使用しようとしたが、いつ行っても使用中で使えなかった。いつ行けば使えるのか分かるようにしてほしい。

A 設置場所等の関係もあり洗濯機の増設は難しい状況にあります。洗濯機の使用方法等については、掲示物により、注意事項等をお示ししておりますので、お客様同士で譲り合ってください。

Q 共済貯金の地方公務員ダイアリーの体裁等はどのようにして決められていますか。

A 貯金加入者の方に毎年10月にお送りしていますが、体裁等につきましては、付録や県内20市町の写真の掲載等、共済組合事務局で考えております。ベースになるものにつきましては、（株）ぎょうせいの標準的なダイアリーがベースになっておりまして、本組合の予算の範囲内でできるように付録の内容、ページ数等を決め、市販価格の半額程度で購入しております。

カバーの色につきましては、この共済事業に関する懇談会で色を変えてみてはどうかというご意見があり、色を変えることについて業者に確認したところ、コストは変わらないということでしたので、毎年色を変えるようにしております。

（保健事業関係）

Q 電話健康相談とメンタルヘルス相談について、ホームページを見てアクセスしようとしたところ、パスワードが要求された。パスワードが知らされていないと思うが、どのように周知されているか伺いたい。

A 専門業者に委託しております。メンタルヘルス心の相談と24時間の電話健康相談につきましては、平成17年度から実施しております。電話健康相談は、24時間無料でご利用いただけ、心の相談は、午前9時から午後9時まで（土曜

す。

Q 貯金の払戻しの締切について、払戻請求書の提出後、印鑑が間違っていた場合は、金曜の送金に間に合わないことがあるので、とりあえずFAXで対応してもらい、後日原本の送付をすることで対応できないか。

A 共済貯金の払戻しにおける印鑑照合につきましては、金融機関と同様、組合員の皆様の大切な資産ですので、取扱いには厳重にさせていただきます。書類不備ににつきましては、送金を受けた日から逆算して、万一、書類不備があった場合に書類の出し直しをしてもらっても、送金日に間に合うようなるべく早めに共済組合へ書類を提出していただきますようお願いいたします。

(貸付事業関係)

Q 一般の金融機関からの借入の方が利率が良い。修学貸付などは添付書類も多いためメリットが少ないが、利率を下げるなどして利用者を増やした方が良いのではないか。

A ご指摘のとおり、現行の貸付利

率では、市中金融商品と比べて競争力があるとはいえない。組合員の皆様の福利厚生にはその期待に添えない状況になっていきます。

貸付事業は、年金資金を原資にしていることから、その貸付利率など事業内容については、総務省の示している貸付準則によることとなっており、各組合独自で利率の引下げなどはできないこととなっております。

貸付利率については、平成26年度に全国市町村職員共済組合連合会を通じて、引下げを総務省に要請していますが、実現には至っていません。

年金資金については、被用者年金一元化により、厚生労働省との関係もあり、年金資金の適正運用が求められており、目標の運用利回りを大きく下回ることが明らかで、貸付利率の設定は、困難と考えております。

(その他)

Q 共済事業ではないが、愛媛県内では市町村合併等により、組合員数の減少が進んでいると思われるか。

そこで、

- 1 将来の共済組合財政の見通し。
- 2 他県共済組合との合併の方向

性、可能性について。

- 3 2の場合のメリット、デメリットについて。

以上3点について教えていただきたい。

A 組合員数については、毎年減少の傾向をたどっており、その影響が各事業に徐々に出ています。

収支の状況については、平成27年度決算において、赤字決算となったのは、医療費が急増した短期経理と、当初から赤字予算だった保健経理と貸付経理です。保健経理と貸付経理については、赤字決算となりましたが、予算額を大幅に下回り、赤字幅は減少してまいりました。

各経理について、財政状況は今後、さらに厳しくなってくるものと思いますが、今すぐに事業が成り立たないという状況ではありませんので、今後も収支の状況に常に注意をはらいながら事業運営をしていきたいと考えております。

医療及び介護保険の「短期経理」は、医療費や他の高齢者医療制度への拠出金などの支出総額と収入が相償うように財源率を設定するため、支出が増える財源率が上がることになり、現状で

は、積立金を積み立てる状況にはありません。

年金関係の経理は、共済組合に掛金・保険料・負担金を納付してもらっていますが、その全額を翌月に全国連合会に払い込んでいきますので、収支は差引0円・積立金0円の経理となっております。

保健経理は、標準報酬に移行したことにより、収入が減少することになり、事業運営は厳しくなっていますので、財源率を上げるのか、財源率を上げないで、事業の見直しをするのか毎年度検討しております。

宿泊経理は、えひめ共済会館を耐用年数60年まで維持するということで、現在、福祉施設運営検討委員会において、改修計画を検討しております。

貯金経理は、現在、剰余金は十分積み立てられています。今後については、支払利率と収支の状況を見ながら運営を図っていくこととなります。貸付経理・物資経理につきましては、利用者が年々減少しており、共済組合としては、支出を抑えるため、人件費その他の経費の節減により、収支の均衡が取れるよう努めたいと考えております。

他県共済組合との合併の方向

す。

性、可能性についてですが、組合組織の合併の話は聞いておりませんが、道州制になれば組織もそれに応じて見直されることになると考えています。以前には、公立学校共済組合のように、本部支部になることや、地方公務員の共済組合を合わせて、一県一共済の案もひとつの案として聞いておりましたが、現在は、それぞれの組織が、年金制度、医療保険制度及び福祉事業の保険者として対応していくことが求められており、合併や組織の見直しの話はありません。

合併等があった場合のメリットについては、標準報酬額が高い組合との合併であれば、財源率が低くなる可能性があります。デメリットについては、福祉事業などは、各組合が組合会で独自に事業の決定をしていますが、それが全国一律の事業となると、組合独自の事業の実施や弾力的・柔軟な運営や対応は、難しくなります。例えば、貯金事業のように、週1回の払戻や、指定口座以外への送金などは、難しくなるものと考えます。また、各事業の決定までのプロセスが複雑になり、時間を要するようになることが考えられます。